南相馬市復興 総合計画基本構想 (素案)

南相馬市

基本構想

第1章 目指す将来像

第2章 土地利用の基本的な考え方

第1章 目指す将来像

1.10年後の将来像

みんなでつくる かがやきと やすらぎのまち 南相馬 ~ 復興から発展へ ~

将来像の趣旨

今回策定する総合計画に掲げる施策を行うことにより、地域産業を再生することで「かがやき」を取り戻し、放射能への不安を払しょくし、医療・介護資源の確保を図ることで「やすらぎ」が感じられ、地域コミュニティの再生を図りながら市民自治を醸成し、市民との協働により「みんなでつくる」南相馬を目指すことから上記の将来像を設定しました。

また、復興施策を着実に進めることで、この10年間で本市のさらなる発展への基礎をつくることを目指します。

2.本計画期間に目指す「まちづくりの目標」 将来像を実現するため、次の4つの視点によるまちづくりを行います。

逆境を飛躍に変え、元気で活気に満ちたまち

震災により甚大な被害を受けたこの逆境に負けず、温暖な気候や従来からの 強み産業など南相馬市の個性や特長を生かし、地域産業の振興や地域の活性化、 産業の創出などを通じ、まちに活気を生み出します。特に、小高区については 市街地の再整備を推進していきます。

今回の震災において全国からさまざまな支援をいただいたことから、その縁を大切にし、「元気な南相馬市」の姿を届けるため、交流を活発に行っていきます。

市民生活を取り戻し、地域、世代をつなぎ思いやりあふれるまち

震災によって、親が元気に子どもと遊び、それを高齢者世代が見守るという、 どこにでもあった日常の風景が失われました。そういった当たり前の生活を取 り戻すため、地域で安心して子どもを産み育てられる環境や、高齢者が生き生 きとした生活を送れるよう福祉・介護サービスなどの充実を図り、現在市外に 避難している市民が安心してふるさとに戻れる環境を整備し、子どもからお年 寄りまでお互いに思いやりをもって暮らすまちを目指します。

また、地域コミュニティを再生し、地域の絆を深めることにより、地域自らが主体となって進めるまちづくりを推進します。

人を育み、郷土を愛し、若い世代が夢と希望を持てるまち

子どもたちが地域を担う人材となるよう、学力向上を目指すのはもちろん、まちの歴史や文化にふれることにより郷土愛を醸成する取り組みを進め、こうして育った人材が協力し、魅力あるまちを実現できるよう支援を進めます。

また、子どもたちが本市で暮らし続けることに夢と希望を持ち続けることのできる環境の整備を進めます。

原発事故を克服し、誰もが安全・安心に暮らせるまち

震災に伴う原発事故を克服し、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進するため、あらゆる英知を結集しながら、市民が放射能に不安を抱くことなく暮らすことができるまちの実現を目指します。

また、地震、津波などの大きな災害に対しては、今回の震災での経験を踏ま え十分な備えを行うことで、誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備します。

3.基本指針と計画の全体像

まちづくりの目標を達成することによる将来像の実現に向け、特に重要と考える施策の大綱を本計画の6つの基本指針として、まちづくりを推進していきます。

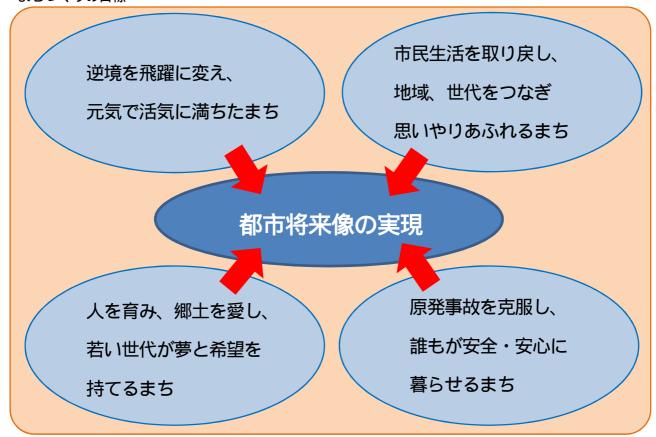
基本指針1	地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり
基本指針 2	健康で安心して暮らすことができるまちづくり
基本指針3	災害に対応できる安全・安心なまちづくり
基本指針4	環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり
基本指針 5	自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり
基本指針6	市民の力を生かした持続可能なまちづくり

計画の全体像

都市将来像

みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬 ~復興から発展へ~

まちづくりの目標



6つの基本指針

6つの基本指針	主な施策分野		
1.地域の特性を見つめなおし、産業と 交流がさかんなまちづくり	産業振興 第一次産業の再生 街なか活性化 観光交流		
2.健康で安心して暮らすことができる まちづくり	子育て 健康づくり 地域医療・介護 放射線対策 福祉		
3.災害に対応できる安全・安心なまちづくり	原子力災害 自然災害 消防・防災		
4.環境にやさしく、快適に暮らせるま ちづくり	環境 新エネルギー インフラ整備 公共交通 住宅 防犯・交通安全		
5.自ら学び、自ら考え、生きぬく力を 育むまちづくり	学校教育 生涯学習・スポーツ 伝統文化		
6.市民の力を生かした持続可能なまちづくり	地域コミュニティ 参加・協働 行政経営・財政		

都市将来像を実現するために4つのまちづくりの目標を定め、まちづくりの目標を達成するための施 策の大綱として6つの基本指針を定めます。 5 基本指針1

地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかん

なまちづくり

施策分野:産業振興、第一次産業の再生、街なか活性化、観光交流など

豊かな地域の資源や特性を生かし、これまで本市の発展を支えてきた農林水産業及び商工業の再建支援を行うとともに、次世代に向けた産業発展の方向性を確立するため、新たな視点での地域産業の構造改革や技術革新の推進、各産業を支える基盤の整備、新規創業支援などの施策を充実させます。

工業団地の整備を進め、積極的な企業誘致や各種産業を集積することにより 雇用の拡大に取り組みます。特に、延伸供用された常磐自動車道を生かして、 地域の様々な産業の結びつきにより、競争力の強い地域産業群の形成を目指し ます。

地産地消の推進をはじめ、新たな地域資源の発掘・加工などによる特産品や 地域プランドづくりの取り組みを進めることにより、農林水産業の再生、地場 産業の活性化を進めます。

豊かな自然環境を活用した多彩なツーリズムや災害相互援助協定を締結した 自治体、避難自治体などとの交流をさらに展開することにより、街なかの賑わ いの創出や市内経済の活性化を図るとともに、サービスエリアや道の駅などの 観光拠点施設をはじめ、あらゆるツールを活用しながら本市の魅力ある自然空 間・生活空間の情報を発信し、交流人口の拡大や若い世代の移住・定住の取り 組みを進めます。

基本指針 2

健康で安心して暮らすことができるまちづくり

施策分野:子育て、健康づくり、地域医療・介護、放射線対策、福祉など

全国的に少子化が進む中、次世代を担う子どもを地域の宝ととらえ、子どもを取り巻く医療環境や安全に遊ぶことのできる環境の充実を図るなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備を進めます。

一人世帯が増加する中で、市民一人ひとりが自ら積極的に取り組む健康づくりや、高齢者ができるかぎり介護を必要とすることなく生活するための介護予防ができる環境の整備を進めます。

生産年齢人口の避難や転出が増加したことにより、医療や介護のスタッフが不足していることから、安心して生活するためのマンパワーの確保を図るとともに、地域医療の充実や適切な介護サービスが受けられる環境の整備を図ります。

原発事故による放射線被ばくへの不安が市外避難者の帰還や転入の妨げになっていることから、放射性物質による汚染への対策として除染を確実に進めるとともに、放射線の影響を正しく理解できる環境を整え、放射線被ばくに対する市民の健康不安の解消を図ります。

年齢・性別・障がいなどにとらわれることなく、一人の人間として尊重され、 互いに思いやりを持って生き生きと暮らすために、生活基盤や社会参加のしく みが充実したまちを目指します。

基本指針3

災害に対応できる安全・安心なまちづくり

施策分野:原子力災害、自然災害、消防・防災など

甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興、とりわけ原発事故の克服 は本計画が目指す大きな柱の一つであることから、震災の教訓を生かすととも に、あらゆる人材や英知を結集して原発事故への適切な対応を講じ、市民の生 活不安を解消します。

自然災害対策としては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、防潮堤・海岸防災林等の多重防潮機能の整備や避難路の確保、インフラの耐震補強などの防災施策を進めます。

災害から生命・財産を守れるように、市民の防災意識を高め、災害発生時の総合的な防災対策や消防救急体制を充実するとともに、自主防災組織の機能強化を図り、自助、共助、公助が一体となった防災体制の整備を進め、災害に強いまちを目指します。

基本指針 4

┃環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり

施策分野:環境、新エネルギー、インフラ整備、公共交通、住宅、防犯・交通 安全など

震災と原発事故によって損なわれたふるさとの自然を再生し未来に引き継ぐ ために、豊かな生態系を保全し、環境への負荷が少なく自然と人が調和する快 適な環境づくりを目指します。

原子力に依存しないまちづくりを進めるため、太陽光、風力、水力などの自 然エネルギーやバイオマスエネルギーの利用など、循環型自然エネルギーの積 極的な導入を進めます。

市民・事業者・行政がそれぞれ主体的に取り組むスマートコミュニティなど を推進し、電力の効率的な利用や省エネを通じた環境にやさしいまちづくりを 進めます。

市民が安全で快適に生活することができ、将来の財政負担を考慮したコンパ クトシティのまちづくりを基本としながら、小高区の市街地の再整備をはじめ、 市内各地域で効果的な都市機能の集積を図るとともに、それらを結ぶ交通ネッ トワークの整備を進め、ヒト・モノの移動性や回遊性の高いまちを目指します。

避難者の帰還を促進するとともに、定住人口の拡大や他自治体からの避難者 を受け入れるため、魅力的な住宅政策を進めます。

子どもから高齢者まで暮らしの安全・安心を実感できるよう、交通事故や犯 罪の少ないまちを目指します。

基本指針5

自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづく

1)

施策分野:学校教育、生涯学習・スポーツ、伝統文化など

本市の将来を担う子どもたちが夢や希望を持ちながら、「確かな学力」「豊か な心」「健やかなからだ」をバランスよく育むことを基本とし、この震災を通じ た経験や教訓も生かした「自ら学び、自ら考え生きぬく力」を身につける教育 に取り組みます。

本市の将来の安全・安心につながる、被災都市ならではの独自性の高い教育 研究機関、教育プログラムなどの創設に向けた取り組みを進めます。

誰もが生涯にわたり学ぶことができる環境や、気軽に芸術・文化活動に親し む機会を充実させるとともに、コミュニティの分断などにより停滞している各 種文化活動の活発化を促進します。

子どもの健全な育成や市民の体力の向上を図るため、スポーツを楽しむ機会 を充実させるとともに、各種大会の誘致やスポーツ交流を推進します。

地域固有の文化及び文化財の保存整備と継承活動を通じて、市民の郷土の歴 史文化に対する理解を高め、本市に伝わる報徳仕法の「至誠」、「一円融合」な どの教えが普及実践され、市民一人ひとりの思いやりの心と、市民の一体化が 涵養されるまちを目指します。

基本指針6

市民の力を生かした持続可能なまちづくり

施策分野:地域コミュニティ、参加・協働、行政経営・財政など

地域コミュニティの再生を図るため、市内で生活する市民と避難者との交流の機会をつくるとともに、避難者に対し市の情報を積極的に発信することで帰還を促進します。

小高区、鹿島区、原町区がそれぞれに持つ地域特性や歴史・文化をまちづく りに生かしていくため、3区の絆をより強固なものとし、市が一体となって地 域の良さをより一層伸ばす取り組みを進めます。

行政情報の積極的な発信により市民との情報共有を推進し、人材の育成やまちづくり活動・市民活動への支援を進め、「市民参加と協働」を基本とした市民力の高いまちを目指します。

市民から信頼される行政体制を確保するため、市民目線での行政経営や計画的な財政運営を推進するとともに、積極的に市民の声に耳を傾け、「市民が主役の南相馬市」の実現を目指します。

第2章 土地利用の基本的な考え方

1 土地利用の基本理念

南相馬市の土地の区域は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた様々な活動を行うための共通の基盤であり、より良い状態で次世代へ引き継ぐべきものです。しかし、東日本大震災や原子力災害により当面震災以前と同様の利用ができない土地が生じていることから、効果的・効率的な除染を推進するとともに、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進します。

さらに、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用の推進に当たっては、適正かつ合理的な土地利用を基本とするとともに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

2 土地利用の基本方針

(1)復旧・復興・再生のための土地利用

東日本大震災や原子力災害などからの復旧・復興・再生に向けて、本市の将来像である「復興を成しとげ みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち南相馬」を実現するための具体的な施策や取組について、土地需要の量的調整、土地利用の質的向上などを総合的に配慮しながら推進します。

特に被害の大きかった地域や、旧警戒区域における復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつ、効果的な土地利用を推進します。

また、効果的・効率的な除染を推進するとともに、今後の土地利用に大きく影響を及ぼす放射性物質による汚染状況、避難地域住民の帰還の状況などを注視しながら、利用されないことが見込まれる土地については、地域の発展や振興に配慮し自然エネルギー等有効な土地利用を推進します。

(2)土地利用の量的調整

都市的土地利用については、コンパクトシティの考えのもと郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制とあわせて、土地の有効利用・高度利用を一層推進

し、良好な市街地の形成と再生を図ります。

また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や、自然環境保全機能など農業や森林のもつ多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、災害公営住宅等の復旧・復興に寄与する都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。

なお、津波被災地域や原発事故により未利用地となることが見込まれる土地など復興特区制度を活用した土地利用の再編においても、これらの考え方を前提としつつ、有効な土地利用を積極的に行うものとします。

(3)土地利用の質的向上

災害に強い土地づくり

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「防災」の強化に加え、被災時の被害を最小限にとどめる「減災」の観点も踏まえ、 安全性を総合的に高める取り組みを推進します。

特に津波被災地域では、災害危険区域を設定するとともに津波被害から人命を守ることを第一に考え、防潮堤や道路のかさ上げ、海岸防災林の一部高盛土整備などの多重防御による防災機能の向上を図る取り組みを推進します。

また、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。

循環と共生を重視した土地利用

人間活動と自然とが調和した資源再利用などによる物質循環、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷の低減、自然エネルギー等を中心としたまちづくりの推進、自然環境や生態系の保全、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮など、循環と共生を重視した土地利用を推進します。

美しくゆとりある土地利用

安全で快適な居住環境の形成、緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存及び地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成を重視した土地利用を推進します。

また市民が親しみを持つ海岸風景の再生や、市民が憩うことのできるレクリエーションの場の確保、震災の記憶を未来へつなぐ復興祈念公園の整備など、自然と共生した美しくゆとりのある環境の創造を推進します。

(4)地域の活力を支える土地利用

東日本大震災や原子力災害などの影響による人口流出や少子高齢化のさらなる進行により、地域の活力の低下が懸念されることから、それぞれの地域が個性や多様性を生かした魅力ある地域づくりを進めることができるよう、地域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進します。